

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、JFEグループの中で鉄鋼事業を行う主要な連結子会社であります。JFEホールディングス株式会社は、間接所有も含め当社の議決権総数の59.6%を保有する親会社であります。

またJFEスチール株式会社は、間接所有も含め当社の議決権総数の54.2%を保有する親会社であり、当社はJFEグループの中で鉄鋼事業を行う主要な連結子会社であります。

当社は事業を推進するにあたり、親会社等の企業グループと一定の協力関係を保つ必要があると認識しております。そのため、親会社等の企業グループとの情報交換や、当社の業務運営・管理の適正化を目的として、親会社等から非常勤社外監査役1名を受け入れておりますが、その就任は当社からの要請に基づくものであり、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

更に、経営の独自性を一層高める観点から、企業グループ外からも2名の非常勤監査役を登用しております。当社と親会社等の企業グループは明確な事業の棲み分けがなされており、当社の自由な事業活動を阻害される状況にはありません。

当社および当社グループを構成する各社は、監査役制度を採用しております。2021年6月25日時点における当社の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。当社グループの事業に精通した取締役が取締役会を構成することにより、業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、経営効率の維持・向上に努めており、監査役会が、経営を監視し、その健全性強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は海外投資家比率が比較的低いことから、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、招集通知の英訳につきましては実施していません。

【補充原則1-2-5 機関投資家等による代理議決権行使の希望】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の株主総会へ出席や議決権の行使、質問を行うことは認めておりません。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社は現在海外投資家比率が比較的低いため、英語での情報開示は行っておりません。

【補充原則4-1-3 後継者計画の策定】

CEOの後継者計画は、当社の経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ親会社と協議して検討し、またその選任にあたっては、取締役会にて独立社外取締役の助言を得ながら監督ならびに決議しております。

【補充原則4-3-2 CEOの選解任】

CEOの選解任については、当社の経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ親会社と十分に協議しており、またその選任にあたっては、取締役会にて独立社外取締役の助言を得ながら監督ならびに決議することとしております。

【補充原則4-3-3 CEOの解任手続き】

CEOの解任の方針とその手続きについて、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合、取締役会は親会社と協議したうえで、取締役会にて独立社外取締役の助言を得ながら監督ならびに決議することとしております。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社は、任意の指名委員会など独立した諮問委員会を設置していませんが、CEOの選解任については当社の経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ親会社と十分に協議しており、CEOを含めた取締役の決定にあたっては、取締役会にて独立社外取締役の助言を得ながら監督ならびに決議することとしております。

当社は任意の報酬委員会など独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役の報酬に関する基本方針と個人別報酬の決定方針を取締役会にて決議しており、その内容は、本報告書の「II. 1. 【取締役報酬関係】」に記載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

< 政策保有に関する方針 >

当社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要と判断した場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、政策保有株式については、各個別銘柄毎に貸借対照表計上額・配当や当社との取引額と、保有による便益とを比較考量し、毎年取締役会において保有の合理性を評価しております。

< 議決権行使に関する方針 >

当社は、政策保有株式に係る議決権行使については、その議案が当社の保有目的に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を総合的に勘案して行います。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社が役員との取引を行う場合には、会社及び株主共同の利益を害さないよう、取締役会において、当該取引の合理性・妥当性等について審議し、特別な利害関係を有する者が決議に参加しない等適切な措置を講じた上で承認いたします。

また主要株主等との取引を行う場合には、定期的および必要に応じて取締役会が報告を受けております。なお、取引条件等については、一般的取引と同様に決定しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の積立金の運用には専門性が必要となることから、全てを委託運用としております。投資先企業の選定や議決権行使の判断は運用機関に委ねられているため、運用受託機関へのモニタリングを適切に行うことにより、従業員利益の最大化に努めております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

< 企業理念 >

当社ホームページをご参照ください。

<https://www.jfecon.jp/company/profile/rinen.html>

< 経営戦略、経営計画 >

当社グループは経営ビジョンを踏まえ、10年後のありたい姿を設定し、その実現のためのファーストステップとして2024年度までの4年間を実行期間とする第7次中期経営計画を策定しております。第7次中期経営計画の概要につきましては、当社ホームページにおいて開示しております。

<https://www.jfecon.jp/information/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社の基本的な考え方は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの理念および原則を順守することを基本方針として、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬に関する基本方針と個人別報酬の決定方針を本報告書の「II. 1. 【取締役報酬関係】」に記載しております。

(4) 取締役・監査役候補の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続

当社の経営方針を共有し、かつ当社の経営に対し客観的立場から必要に応じご指摘、ご意見をいただける人格、識見、能力を有していると考えられる方を選定し、取締役会で決議しております。また、取締役・監査役の選解任は株主総会において決定しております。

(5) 取締役・監査役候補の選解任・指名を行う際の個々の選任・解任についての説明

個々の選任・指名については、選任時に株主総会招集ご通知に記載し説明しております。解任時にはその理由を開示し、株主総会招集ご通知に記載することとしております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会規則により明確な基準による決定権限および決定手続きを定め、重要な事項については経営会議による審議の上、取締役会で決定しております。

また、取締役会規則で定める重要な業務執行の決定以外の決定については、業務執行にかかる意思決定を迅速に行うため、その権限を当該業務の担当役員に委譲しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準をもとに判断しています。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役の選任に関する方針・手続】

当社の取締役会は、様々な知識、経験および能力を有する者により構成し、取締役の員数を9名以内としております。

当社の社内取締役は、当社事業に関する深い理解と知見を有する方の中から、経営の意思決定および執行の監督を担うに相応しい見識を持った人物を選任いたします。

社外取締役は、企業経営や事業運営等の経験を通じた深い知見を有する方の中から、ガバナンス強化の役割を担うに相応しい人物を選任いたします。

以上の考え方から、取締役会の全体としてのバランスを確保しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼務状況】

当社の社外取締役・社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集ご通知を通じ、開示を行っております。

・株主総会招集ご通知 <https://www.jfecon.jp/company/investor/stockholder.html>

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性評価の分析・評価】

当社では、取締役会の実効性評価を実施しております。評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象に、取締役会の構成、運営、議題および意思決定の品質等について網羅的に自己評価・自己分析を行うアンケート形式にて行っております。

評価の集計および分析の結果、当社の取締役会はリスクと成長のバランスを認識しつつそれぞれの立場で自由闊達な議論が行われ、社外取締役および社外監査役の意見を真摯に受け止める企業文化が定着している点が優れており、2020年4月からは執行役員制を導入し、取締役会における経営の監督機能と業務執行機能を分離する体制を整備し、執行役員への権限移譲を進めました。また、2021年6月からは独立社外取締役を2名としガバナンス体制を強化しました。

一方、いまだ取締役会の効率的な運営に見直す余地があることが確認され、これについては引き続き取締役会の付議基準の見直しやさらなる執行役員への権限移譲による議案審議の効率化、取締役への事前資料閲覧の早期化に加え社外役員への事前説明の充実を図っていくことといたしました。また役員の選解任に関する事項につきましては、取締役会では、今後当社として最適なあり方をさらに検討していくこととし、中期計画につきましては、2021年度から2024年度までの第7次中期の課題・目標達成に向けた議論を深めつつ、経営に関わるリスク管理についても議論を充実させていくことといたしました。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、社内出身の新任役員は、役員としての必要知識、倫理観等を身につけるべく、JFEグループ全体で開催される新任役員研修に参加しております。

また、全役員を対象に、毎年、会社法やコンプライアンス遵守を重視した法務勉強会を開催しています。

その他、費用を会社が負担し、外部セミナー、外部団体への参加機会を提供しております。

社外取締役及び社外監査役に対しては、当社の事業内容、業績、財務、経営課題の説明や主要拠点の視察等も含め情報の提供を行っております。

す。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主との建設的な対話が重要と考えております。
株主からの問い合わせ等に対しては、総務部が窓口となり、企画部と連携をとり必要に応じて個別に対応しております。
株主および投資家との建設的な対話を促進する責任者としては、企画部・総務部担当役員がその任にあっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
J F E スチール株式会社	1,548,200	53.99
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	321,800	11.22
J F E 商事株式会社	153,400	5.35
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	126,100	4.40
京極運輸商事株式会社	63,600	2.22
J F E コンテナー社員持株会	36,453	1.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,500	0.89
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT	22,400	0.78
山口淳一	20,200	0.70
日新容器株式会社	17,700	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	JFEスチール株式会社(非上場) JFEホールディングス株式会社(上場:東京、名古屋)(コード) 5411

補足説明

所有株式数の割合の算出にあたっては、小数点第三位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、ドラム缶の原料として、鋼材を親会社であるJFEスチール株式会社より購入しております。
同時に、韓国、台湾、中国の主力メーカーからも調達を行い、原料の安定確保、購入価格の平準化を図っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社と親会社の企業グループは、明確に事業の棲み分けがなされており、親会社からの非常勤監査役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独自性が保たれていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾関 政達	他の会社の出身者											
藤本 万太郎	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 俊彦	○	独立役員に指定しております。 <略歴> 1983年4月 丸紅株式会社入社 2005年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼材第二本部付外向 P.T.POSMI STEEL INDONESIA社長 2010年4月 同社鋼材第一本部鋼材貿易部長 2014年4月 同社鋼材第二本部薄板貿易部長 2015年4月 同社執行役員鋼材第二本部長 2019年4月 同社取締役兼常務執行役員 現任 2019年6月 当社社外監査役 現任	<招聘理由> 商社経験を通じた知見、卓越した見識を有し、高い独立性と大所高所からの観点をもって当社の監査業務に貢献していただけると判断いたしました。 <独立役員指定理由> 高橋俊彦氏は、当社の主要株主である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の取締役常務執行役員ですが、当社は、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社のほか複数の商社と個々の必要性に応じ取引しており、当社の意志決定に対して影響を与え得る取引関係にはありません。そのため、一般株主との利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適任であると判断しています。
大神 行徳	○	独立役員に指定しております。 <略歴> 1987年4月 日本鋼管株式会社入社 1996年3月 同社退職 2002年4月 公認会計士登録 2003年2月 税理士登録 2009年7月 税理士法人レクス会計事務所代表者社員 現任 レクスコンサルティング株式会社取締役 現任 2017年11月 レクス監査法人代表社員 現任 2021年6月 当社社外監査役 現任	<招聘理由> 公認会計士および税理士として企業の会計・税務に精通かつ相当程度の知見を有しており公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただけると判断したことから、社外監査役候補者としております。 <独立役員指定理由> 大神行徳氏は、上場規程に定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、当社経営陣から独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

業績に連動した役員賞与を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬を支払った人数、その事業年度に支払った総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬に関する基本方針と個人別報酬の決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、業績との連動を強化し企業価値の継続的向上を図るものであること、ならびに報酬の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針としております。

2. 当社取締役の個人別の基本報酬の額の決定に関する方針

基本報酬は、各取締役の役位にもとづき、その基本となる額を設定し、毎月支給しております。また、退職慰労金については、株主総会の決議にもとづき、役員退職慰労金規程において役位毎に定める退職金基準月額に在任期間を乗じた総額を取締役退任時に支給しております。

3. 当社取締役の業績連動報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬として各取締役に支給する賞与は、基本報酬の30%以内としております。連結業績、中期経営計画の目標達成度にもとづき賞与支給総額を取締役会にて決定し、株主総会にて決議いたします。その個人別の額は、役位、業績、職責をもとに代表取締役社長が決定し、株主総会決議後に年1回支給しております。なお、社外取締役に、独立した客観的な立場から経営の監督を行う役割に鑑み、賞与は支給しません。また、退職慰労金の功労加算については、株主総会の決議にもとづき、個人の当社業績への功労を評価し退職慰労金の20%以内の範囲で代表取締役社長が決定し、支給することがあります。

4. 当社取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は取締役の賞与、退職慰労金功労加算としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しましては、取締役会において、経営上の課題および月次報告を、資料を配布の上、十分に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行に係る事項

当社では、重要事項につき、経営会議等での審議、取締役会での決定を行っております。当社における経営会議は、執行役員、主要部門長等によって構成され、監査役が出席しております。

2. 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、内部監査組織を設置し、監査役と情報共有化を図り、監査体制の充実を図っております。

監査役監査につきましては、社外監査役2名を含む監査役4名の体制で、取締役会および経営会議その他の重要会議に出席するほか、必要に応じ取締役等から業務報告を聴取し、子会社等から事業の報告を受けることなどにより、取締役の職務の執行を監査しております。

会計監査につきましては、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人は以下のとおりであります。

指定有限責任社員業務執行社員公認会計士 市之瀬 申(EY新日本有限責任監査法人)

指定有限責任社員業務執行社員公認会計士 澤部 直彦(EY新日本有限責任監査法人)

(注)監査用務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には公認会計士および会計士補を主たる構成員としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、公正・公平・透明なコーポレート・ガバナンスの徹底と、グループ間での効率的な事業運営を行うことによる企業価値の向上を図るため、監査役制度を採用しております。また、当社では取締役の任期を1年とするともに、社外取締役2名を含む6名から構成される取締役会が業務執行に対する適切な監督機能を発揮するとともに、社外監査役2名を含む4名から構成される監査役会が、経営を監視し、会計監査人を含めた三者鼎立体制によりガバナンスに万全を期しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月7日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して6月25日に株主総会を開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料等	
その他	要望に応じ、機関投資家への説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念や環境理念、企業行動指針の中に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、JFEグループのメンバーとして、社会を構成する一員としての企業の責任を自覚し、よりよい社会の構築に向けた企業の社会的責任(CSR)を経営の根幹に据え、取り組んでおります。 また、ISO14001認証を取得し、環境対応商品の開発とその販売活動を行う等、環境問題に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社におきましては、適時適切な開示の重要性を認識し、株主・投資家の皆様に迅速、正確な会社情報を開示することに努めております。 決算の早期化および正確な情報開示を図っておりますが、一層の社内体制(開示委員会)充実、監査役および会計監査人との連携を図ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、JFEグループの一員として「JFEグループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざし、法令および定款を遵守しつつ企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしがたい構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努めています。

1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 取締役会規則など社内規程にしたがい、法定事項を含む一定の重要事項は、取締役会で審議の上決定する。

(イ) 業務執行は、代表取締役社長の指揮監督のもと、当社取締役会の審議・決定にもとづき執行する。

そのような審議・決定に付されない案件・事項については、執行役員規程・業務分掌規程・管理職職務権限規程にもとづき執行される。

(ウ) 倫理法令遵守を目的とする委員会(CSR委員会)を設置し、総務部が倫理法令遵守を所管するものとし、倫理法令遵守のための取り組みを行う。

(エ) 当社独自に、あるいはJFEスチール・グループの法令周知部会を通じて、法令の制定、変更をフォローするとともに、適宜、当社体制もしくは諸規程・規則の見直しをおこない、または当社事業活動に反映する。

(2) 取締役の職務遂行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

法令および文書保存規程にしたがい、取締役会議事録、重要事項にかかわる決裁書など一定の重要文書等は保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 一定金額以上の設備投資または事業投融資など重要案件については、当社取締役会で審議のうえ、決定する。

(イ) 業務執行において、取締役および執行役員が代表取締役社長の指揮監督の下、代表取締役社長または担当取締役がリスク管理上の課題を洗い出す事に努め、個別の重要なリスク課題については、必要なつど、取締役会で審議する。

(4) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社はJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての、倫理法令遵守、損失危険管理、財務報告・情報開示などの体制に組み込まれている。そのため、一定重要事項について親会社と事前に協議する他、倫理法令遵守につき親会社が設置するコンプライアンス委員会からの注意喚起及び同委員会への報告、財務報告・情報開示におけるJFEグループ所属会社としての検討を実施する。

(イ) 当社は企業集団経営に関する一定の重要事項、当社子会社の一定の重要事項(損失の危険の管理に関する事項を含む)について、当社の機関決定・当社への報告までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等により決定手続等を定め、審議・決定し、または報告を受ける。

(ウ) 当社は当社および当社子会社の倫理法令遵守体制整備のため、倫理法令遵守を目的とする委員会を設置する。当委員会は、当社および当社子会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。当社の子会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。

(エ) 当社は、当社および当社子会社全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が従業員等から経営トップに伝わる制度(企業倫理ホットライン)を、当社および当社子会社の従業員等も利用者として整備し、適切に運用する。

(オ) 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社子会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査する。

(カ) 当社および当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するための体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 会社法第362条4項6号および会社法施行規則第100条3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。

(1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項およびその独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からその職務を補助する使用人配置の要請があったときには、監査役と協議の上、配置する。当該使用人の選任、異動、評価および懲戒は監査役会による事前の同意を経ることなしには実施しない。当該使用人は、監査役の指揮・命令に従うものとする。

(2) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 当社または当社子会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況(当社および当社子会社に関する事項に関する重要なものを含む。)を報告する。

(ウ) 企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告する。監査役への報告については、通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保する。

(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払い又は償還に応じる。

(4) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(ア) 監査役は、監査役会規則、監査役監査規程等を定め、組織的かつ実効的な監査役体制を構築する。

(イ) 取締役、執行役員および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。

(ウ) 監査役は、会計監査人、内部監査室等の監査結果について適宜報告をうけ、それぞれと緊密な連携を図る。

<<整備状況>>

当社の内部統制に関する体制につきましては、「内部統制体制構築の基本方針」に従って、取締役会規則、経営会議規程、JFEグループコンプライアンス委員会規程等の各種会議規程、業務分掌規程・管理職職務権限規程、および文書管理規程を制定すること。ならびに企業倫理ホットラインを設置すること等により、整備されております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<JFEグループ反社会的勢力への対応方針>

反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務・法務担当部署と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応してまいります。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

1. 不透明な取引の排除を目的に、各都道府県施行の暴力団排除条例を遵守し、取引先に関する情報収集ならびに属性審査を行うとともに各種取引契約書に暴力団排除条項を明記しております。
2. コンプライアンスガイドブックの配布を通じ、全役員・社員に対し「JFE グループ反社会的勢力への対応方針」および具体的な対応基準等の周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておりませんが、企業価値を毀損するような買収提案に対する備えが必要な場合には、対応策を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、証券市場における当社の信用を保持することを目的として重要事実に関わる社内規程を定め、その情報管理と適時開示の判断・実施を所管する部署を設置し、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、臨時報告書等の法的開示に加え、重要な会社情報を適時・適切に開示しております。

なお、会社情報の適時開示に際しては、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」「有価証券上場規程施行規則」に則り、TDnetへの登録を実施しております。

